

第5回 総務・広報委員会の概要 (職域総合部会常設委員会)

I 日 時 平成20年6月18日(水) 13:30～16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
【副委員長】	湊 恵	香川県獣医師会会長
【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 穎三	千葉県獣医師会参与
	吉川 寛樹	島根県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	佐藤 州司	大分県獣医師会常務理事
	田村 誠朗	北海道獣医師会副会長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 真誉	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事
(欠席委員)	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事

IV 議 事

【報告事項】

第4回総務・広報委員会の協議結果(報告)

【説明事項】

新公益法人制度検討の要点

【協議検討事項】

- (1) 公益認定申請に当たっての狂犬病予防注射事業の扱い
- (2) 公益法人認定に当たっての課題と対応
(総務・広報委員会委員からの報告(整理・とりまとめ)事項)
- (3) その他

V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から大要次のとおり挨拶があった。

- (1) 日本獣医師会(以下「日獣」)及び地方獣医師会(以下「地方会」)において、新公益法人制度改革は着実に乗り越えていかなければならない課題である。
- (2) 本委員会は、それぞれの地区ごとに推薦選出いただいた委員にお集まりいただいているので、各地方獣医師会が抱える課題、そして全体の組織をどう整理していくかに

ついて協議・検討し、方向付けがなされたものについては地区内の獣医師会に伝達いただきながら対応したい。

- (3) 今年の12月から5年の間に、日獣そして地方会が速やかに新公益法人への移行がなされるよう皆様のお知恵をお借りしながら対応していきたいので、今後ともよろしくお願ひしたい。
- (4) なお、本日の委員会のために、大変忙しい中、各委員から問題意識に基づく方向性についての考えを事前に提出いただいたことに感謝申し上げます。また、地方会でまず解決しなければならない狂犬病予防注射事業（以下「狂注事業」）のあり方について、会計経理を含めた考えを岩田委員と山下委員に尽力いただき提出いただいたので、それを元に議論を展開していきたい。
- (5) また、九州地区選出、長崎県獣医師会の池尾委員については、体調を崩され本委員会への出席が叶わないということから、九州地区から大分県獣医師会の佐藤州司常務理事を新たな委員として委嘱したので紹介する。

1 第4回総務・広報委員会の協議結果（報告）

大森委員長から、前回開催した第4回本委員会の協議結果について報告された。

- (1) 第4回委員会では、公益法人認定に当たっての課題と対応について各委員から事前に提出された意見を基に検討した。
- (2) 明確に整理しなければならないのは狂注事業ということで、課題について説明の後、いくつかのケースに分類できるのではないかとということも含め、具体的な対応については次回の委員会の中で議論することとなった。
- (3) 6月3日付け20日獣発第70号において、山根会長から「新公益法人制度検討の要点について」を各地方会会長あてに通知した。この中で、獣医師会という立場に立ったときの問題について、どのように考えておくべきかという観点から、獣医師会の立場での検討の要点を整理した。各地方会における公益認定申請に向けての組織のあり方について、是非、地方会の中に関係者による検討委員会的なものを設置して議論してほしい。その際には、この資料を参考にしてほしい。
- (4) また、本件については、職域総合部会の中で協議・検討を行うことから、各地方会の課題等について各地区から選出いただいた委員を通じ委員会に挙げてほしい。
- (5) 配布した「新公益法人制度検討の要点」については初版であり、今後、逐次、議論の展開の中で内容を整理し、その都度地方会に通知する予定である。

2 新公益法人制度検討の要点（説明）

大森委員長から、資料に沿って大要次の事項について説明された。

- (1) 新公益法人制度検討の要点（別添資料）
 - ア 獣医師会における新公益法人制度検討に当たっての留意事項
 - イ 新公益法人制度のスケジュール等
 - ウ 公益認定等に関する審査基準等について
- (2) 民による公益の増進を目指して（別添パンフレット）

3 公益認定申請に当たっての狂犬病予防注射事業の扱い（協議検討）

4 公益法人認定に当たっての課題と対応（協議検討）

(1) 大森委員長から、「最初に狂注事業の問題を整理したい。方向性を整理し、事務局でまとめた後、来月の全国獣医師会事務担当者会議において、その方向性について説明したい」旨が告げられ、資料に沿って大要次の事項について説明された。

・公益認定申請に当たっての狂犬病予防注射事業の扱い

(ア) 前提

(イ) 検討に当たっての主な視点

(ウ) 主な検討課題

(エ) 事業実施・取り組み環境の整備

(2) 説明後、大要次のような質疑等があった。

ア 「基本的なことであるが、公益認定の要件において、狂注事業が公益目的事業として認められるか非かによって、まったく異なる結果になる。公益目的事業として認められなければ、地方会が公益認定の許可を受けるのは無理ではないか。」との意見に対し、大森委員長から、「狂注事業は、そもそも法律に基づく自治体事務の公益団体への委託事務との位置づけについて説明が通れば公益目的事業であるといえる。また公益目的事業にしなければならない。ただし、公益認定申請を行ったときに、狂注事業が公益目的事業になるような体制になっているかというところまで到達していない状況もあるのではないか。公益認定申請時までには体制を整えなければならない。」と回答された。

イ 狂注事業の会計を本部で計上せず支所に任せていると、本部の公益目的事業の費用に計上することができないため、事業費率をクリアできない恐れがある。また、任意の団体である支所において、収益があることにより、課税される可能性がある。狂犬病予防事業における支所の位置づけについては、この両面をにらみ判断する必要がある。

ウ 「地方会によって、狂注事業の運営方法が異なるが、一定の条件が揃えば公益目的事業として認定される可能性が高いといった条件を全国統一的に整理することはできないか。」との質問に対し、大森委員長から、「公益目的事業のチェックポイントに、①「受益機会の公開性」とあるが、狂注事業に関しては自治体が、日時、場所等を広報して、犬の飼主は誰でも参加できるようにしている。自治体から地方会に事業を委託されていることから「受益機会の公開性」はクリアされている。②「事業実施の質の確保」については、獣医師という国家資格者の集合体である獣医師会に対し自治体が委託しているので、技術の担保はなされていることから質の確保もクリアされている。③「事業実施の公平性の確保」については、認定や申請を行う時の話であり、狂注事業そのものが該当する項目はないと思われる。あえていうなら犬の飼主が、受益者として自治体が定めた料金を払えば参加できるということをもって公平性が確保されているということが言えるであろうし、狂注を行うに当たって、獣医師が事前に公平性をもって健康診断を行った上での適切な注射の実施の確保がされているということ。④「公益目的事業としての実施の確保」については、適切な経費をもって適切な範囲の事業がまかなえ、公益目的事業としての運営がさ

れているということを証明するのが一つの方法であると考え。問題なのは、技術料収入が高い、低いという話になった時にどうするか。もし、高いといわれた時は、専門技術者として適切な対価であるという証明をしなければならない。」と回答された。

- エ 本県の場合、狂注事業関係の委託内容は、登録、済票交付のみであり、注射そのものを受託実施する必要があるのか疑問である。
- オ 「県からの補助事業等として狂注事業以外の事業も多く実施しているところでは、その事業が公益目的事業として認定されれば、事業比率が十分クリアされる。狂注事業が主事業でないという公益認定のあり方があってもよいと思う。しかしながら、ほとんどの地方会では狂注事業を中心として考えなければならない」との意見に対し、大森委員長から、「狂注事業以外の他の公益目的事業で公益認定が取れるということであれば、それも一つの選択肢である。ただ多くの地方会は狂注事業が公益目的事業の基盤になっていると思われるため、狂注事業を公益目的事業として位置づける場合には、どのような条件整備が必要か。狂注のみでなく、この際、登録、済票の発行等々全てを一括して委託されることで公益性の証明ができるのではないか。地方会によって事情もいろいろあると思うが、私どもとしては、狂注事業に係る全ての業務を受託し、その中で条件整備を行うことが一番望ましい方法ではないかと考える。」と回答された。
- カ 「本県では、狂注事業の実施の方法が他県と違うが、今後は他県と同じような方法に合わせて狂注事業を実施した方がよいのか確認したい。」との質問に対し、大森委員長から、「現段階ではそれぞれの地方会の個別の事情を踏まえたうえで、より良い方法を選択してほしい。ただ、是非お願いしたいのは、現在ある55の地方会が、一つも欠けることなく公益認定を目指して環境整備を行ってほしいということから、特に地方会で大きな位置づけの狂注事業の問題について整理したことを理解いただきたい。」と回答された。
- キ 「本県では、基本的には支部が窓口になって狂注事業を行い、支部から県獣に特別会費として納入するシステムであり、現在、税法上、みなし法人ということで支部に課税されている。新公益法人改革では、今後、〇〇県獣医師会〇〇支部と名乗れないという解釈になっている。県獣医師会の支部を名乗るためには、支部で実施している事業または経理事務全てが県獣の枠組みの中で公益法人として認可されなければならないという解釈である。県獣医師会で支部の経理等を行うことがネックになって、現在みなし法人として各支部がまちまちになっていることが、公益認定を受ける上で非常に大きなハードルになってきたという感じがする。」との意見に対し、大森委員長から、「定款において支部と定めずに公益認定を受けた場合、勝手に〇〇県獣医師会〇〇支部と名乗ることはできないということであって、定款上、支部という制度が定まっているのであれば支部を名乗ること自体制約はないのではないか。」と回答された。
- ク 「支部が行っている事業、経理も公益としての認定を受けた県獣医師会と一体となっているものでなければ、支部として成り立たないということではないか。」との質問に対し、大森委員長から、「狂注事業を県獣医師会の事業として実施しているが、

支部が経理の一部を行っているということであれば、支部が経理している部分については、それを県獣医師会の事業として経理、計上できないということかと思う。それから、人格なき社団、任意法人を県獣医師会の支部と定めずに県獣医師会が公益認定を受けた場合には県獣医師会の支部である旨の名称を使用できないと理解するのはではないか。この二つを考え合わせると、県獣医師会の支部としては認められない可能性があるということではないか。」と回答された。

ケ 「今まで、狂注事業を支部ごとに自由に行ってきた。それを県獣が取込むとなれば連結決算の形となり、一定の基準で横並びにする必要がある。」との意見に対し、大森委員長から、「狂注事業だけでなく学校飼育動物の事業を支部で実施しているケースがかなり多いと聞いているので、他の事業でも同様の問題が起りえる。」と回答された。

コ 「狂注事業が公益目的事業と認められれば、税制面で優遇されると思うが、個別注射の税について獣医師会で一本化するとどういう形になるのか。」との質問に対し、大森委員長から、「狂注事業に獣医師会が関与したとき、収支差額がどの位出るかによって判断することになる。収益計上の方法にもよるが、公益目的事業と位置づけられれば非課税になる。しかし、公益目的事業と位置づけられても、収益は基本的には公益目的事業に使わなければならない。」と回答された。

サ 「狂注事業として県獣医師会が一括計上しても、その経理処理方法によって本部は狂注事業に係る経費の全てを行うか、収益のみ管理するかによって公益認定委員会の判断が異なると思われる。」との意見に対し、大森委員長から、「狂注事業に係る収益は、事業費に計上し、事業に直接的に関わる事業費に充て、単なる収益として計上しないほうがよい。支部で事業費を計上した残りを本部の会計に計上しても本部が事業費の全てを計上したことにはならないのではないか。」と回答された。

シ 特別会費とみなすのか収益とみなすのか、税務署の判断によって変わってくる。公益認定を行う場合に、この収入が公益性と関係ないということにもなりかねない。狂犬病予防そのものが公衆衛生の向上に寄与しているが、厚生労働省の通達に基づく事業という大義名分が立たなくなるのではないか。

(3) 大森専務理事から、資料に沿って大要次の事項について説明が行われた。

・狂犬病予防注射事業における経費計上の考え方（想定されるケース）

ア 予防注射手数料等の事業収入の扱い

イ 獣医師技術料の事業費支出の扱い

ウ 狂犬病予防注射事業参加獣医師負担分の会費算出基礎への反映

(4) 岩田委員から事前に提出された経費計上の考え方についての説明が行われた。

(5) 説明後、大要次のような質疑・意見等があった。

ア 本県では、特別会費として徴収したものは、獣医師会の共益事業等も含め全般的に支出されている。税務署から会費扱いはできないので収益事業に修正された。

イ 本県では、特別会費については一般会費と同じ扱いで、非課税となっている。

ウ 本県では、個別注射の料金は自由に設定している。縛りをかければ公正取引委員会から指導を受けてしまう。

エ 本県では狂注事業に係る経費は全て地方会の収入に計上している。登録料につい

ては仮の収入にしてそのまま行政に渡し、済票発行手数料についても地方会の会計に計上し、その後、技術料を個々の獣医師に支払っている。今の方式では公益目的事業比率の50%をクリアするのは難しいのではないか。職員の人件費等も事業費として計上するなどして工夫しないとクリアできない。公益団体の認定を受けるために、新会計方式に沿った形にしなければならないが、全ての地方会が公益認定を受けるためには、今ある組織の仕組みを改める必要があるのではないか。一般社団法人でいいという地方会が出てきたら組織がばらばらになってしまう。公益性があるということがいかに大事かということを考えてほしい。公益性があって行政に信頼される獣医師会でなければならない。

オ 大森委員長から、「実体と異なるかもしれないが、我々が考えているのは、自治体から委託を受けて、集合注射、個別注射を分け隔てなく地方会の狂注事業として推進することである。得られた収入を地方会の事業収入として計上し、地方会が公益活動を推進するという形が望ましい。しかし、先ほどの意見の中で、個別注射を自治体経由でもって地方会事業として取組むのは難しいのか」との意見が出されたがどうなのか。

カ 現在の状況では難しい。最低限、地方会と支部との連結決算で経理対応するほうがよろしいのではないか。

キ 本県では集合注射も個別注射も同じ扱いである。料金は一律になっているが、特に問題はない。以前、指導通達の中で特別会計を作るよう指導があったので、全て特別会計で処理を行っている。

ク 本県では、個別注射、集合注射を問わず一律の料金とされている。注射を打った料金はとりあえず実施した獣医師個人に入る。その中から注射を実施した1頭あたりの額を地方会に特別事業割賦課金として一般会計に入れている。ただ、支部によって対応が違う。手数料を支部に入れて経費の支払に充てている支部もあれば、経費を全て入れている支部もある。また、事業割賦課金のほかにさらに上積みして賦課金を徴収している支部もあるといったように対応が様々である。ある支部に税務署が入ったとき、本部の獣医師会が支部をどう考えているか、本店、支店の関係ならば本店で全て経理し、フランチャイズ制なら支部の経理で問題はないが、仕組みそのものを整理するよう指導されている。注射料金については、各人のものになっているので、源泉徴収について問題になったことはない。本部の獣医師会が狂注事業で行っていることは、ワクチンの供給安定の調整をしていること。トラブルがあったときの仲裁に立つこと。行政との料金の調整を行っている。また、ワクチンの購入は、本部が形式的に発注するが、支払は個々の支部または実施する獣医師が行っている。今後、本部と支部との関係をどうすればいいのか問題である。

ケ 「狂注事業は、地方によって様々な方法で実施してきたが、基本的な部分においては共通している。日獣で狂注事業のモデルケース的なものが作れないだろうか。」との質問に対し、大森委員長から、「そこを本委員会で検討しなければならないが、このような方法でなければならないという示し方はおそらくできないのではないか。要点を抑えることはできても、いくつかのケース分けは必要である。結果がよければいいのであって、結果を良くするために要点を押さえてくださいとして示すこと

を考えたい。また、公益認定基準に会費の額の多寡によって議決権に差を設けてはいけなくと明記してあるが、会費の額に差を設けてはいけなくとは明記されていない。ただし、合理的な理由があることが前提となるが。また、地方会の多くが、支部において特別会費として狂注の技術料から差し引き、本部へ送金する方式であると思われる。特別会費として徴収することは、税務上適切ではないということであるが、狂注事業に参加した獣医師は注射手数料から技術料を得て、残りを地方会が別途事業に参加した獣医師に実施頭数に応じて特別会費というか事業参加負担金というのか別にして、会費的な性格で一般会計の収入として地方会が受け入れるという方法を取っているところもあると思う。」と説明された。

コ 本県の場合には、特別会費は適切でないということであるが、他の県では問題ないようである。ある県の場合は、積算基礎において1頭いくらというは公取で禁止されているが、一人当たりの年間の額を一律に決めて払うのであれば問題はない。

サ 本県では、一般会計の中で狂注や小動物関係事業費の一部負担金の事業推進という形で徴収している。

シ 本県では、特別会費収入として徴収し、非課税であるが今のところ問題はない。

ス 大森委員長から、「公益認定申請時に会費の積算根拠を示さなければならないとされているが、相手を納得させるだけの明確な根拠を示さなければならない」と説明された。

セ 「会費ではなく賦課金ということになるとどうなるのか。」との質問に対し、大森委員長から、「会費、負担金、賦課金等々の言葉の使い方を専門家に相談する必要がある。また、狂注事業のあり方については、いずれかに統一はできないが、ケース分けはせざるを得ない。支部の関わり方が重要になってくる。専門家に相談しながら、どういった支部との関わりが望ましいのか議論を進めていきたい」と回答された。

(6) 山下委員から、事前に提出された経費計上の考え方についての説明が行われた。

(7) 説明後、大要次のような質疑等があった。

ア 狂注事業は、地方ごとに昔からの流れがあり、どう獣医師会が関わっているのかを認定委員会に説明できるかが問題である。

イ 大森委員長から、「狂注事業を県獣医師会の事業として実施しているのであれば、狂注事業で得られた収入は、当然、狂注事業関係で支出していないとつじつまが合わないのではないか。支部が狂注事業を行っているが、そのうち一定の金額を県獣の一般会計に計上し、一般会計に計上した経費は、狂注事業とは関係ない支出に充当してしまうということであれば、狂注事業に基づく収入ではないのではないか。

1頭200円という金額を狂注事業に充当するための特定会費ということで、狂注事業に参加した獣医師が獣医師会の狂注事業に使うという方法は差し支えないのであろうか。」との意見が出された。

ウ 公益事業収益の中での対応で十分やっつけていけないのではないか。

エ 大森委員長から、「使途限定会費ではなく、例えば狂犬病予防事業推進負担金ということで、一旦、個々の獣医師の収入にして、その後、獣医師が公益事業に参加するという趣旨で地方会に収める。地方会は特別負担金といった名目で、地方会が行

- う狂注事業に使いますといった方法はどうか。」との意見が出された。
- オ 名目はどうあれ、狂注事業関係の収益である。使途限定会費は、公益事業の収益で使えない部分、共益事業、親睦事業のために使途を限定して集めるのが使途限定経費という解釈である。通常県獣が行っている事業の中で収益の50%以上は公益事業に使わなければならない。残りの50%は共益事業に使ってもいい。ところが同じ共益事業であってもいろいろな職域があるわけで、開業部会だけの親睦などには使えない。開業部会で使うために使途限定として会費の扱いにできる。
- カ もしそのような使途限定をするのであれば、狂注事業に関わるものとして、使途限定でお金を集めてもいいのではないか。
- キ 地方会全般に言えることであるが、狂犬病の収益が地方会の運営費に使われている現状がある。それを狂注事業の使途限定にすると今までのように運営費に使えない。むしろ公益事業の収入という形にしておいたほうが使える範囲が広いのではないか。
- ク 狂注事業に係る協定書を毎年、獣医師会と市長村長が終結しているが、注射自体の行為は協定書には含まれていない。
- ケ 本県の場合も同様である。注射行為自体は、獣医師個人のものであるため、契約から除かれている。狂注事業の計画の推進、獣医師の派遣といったことで整理されている。
- コ 市長村が狂注の基本料金を設定し、料金を飼い主からいただいて、料金は獣医師が集める場合と市町村の職員が直接その場で集める場合がある。それを支部が代理受領して技術料として収める。ただ税法上は支部の収入として扱っている。
- サ 狂犬病予防法で、飼い主が毎年1回獣医師から犬に注射をしてもらうことは市町村長が行うことでもないので、獣医師が契約することを本県では行っていない。
- シ 大森委員長から、「狂注事業を地方会の管轄で行っているということを、自治体との契約の中できちっとしておかないと、公益性を証明する基盤をなくすことになりかねない。」と説明された。
- ス 本県では、注射済票等の交付事務事業の委託を結んでいる。注射自体は関係ない。ただし、注射済票を交付するためには場所を選定し、広報をしなければならないので、そこまでしたからにはその場所で注射を打たなければならないという解釈である。
- セ 大森委員長から、「狂注事業については、いろいろなケースがあるが地方会の事業で行っている。注射は会員が実施しているが地方会の事業ではなく、事業全体を統制するのが獣医師会の役割で注射そのものは地方会事業の範囲ではないというやり方もありえるが、その場合、事業費として計上する金額は限定される。」との意見が出された。
- ソ 本県では政令都市、中核都市があるが、それぞれ独立している。その他の市町村は知事宛に獣医師会と事務委託契約を行うことを委任する内容の委任状を提出いただいて、まとめて知事名で獣医師会と契約を結んでいる。
- タ 大森委員長から、「狂注事業をまず公益目的事業として位置づけた上で、公益認定の基準をクリアするためには、できるだけ分子の比重を重くする選択をとるのが基

本である。狂注事業全体を自治体との契約関係の中で行って、収支、決算、事業の全てを獣医師会事業として実施するとすることが分子の比重を重くすることになる。また、注射は個々の獣医師が実施して、その他の全体的な調整を獣医師会の事業として行うのであれば、全体調整事業としての公益性がきちっと担保されなければならない。地方会によって種々のやり方がある以上、これらの運営の方法を全国一律に統一することは無理である。また、契約の内容に沿った収支計上がされていることが重要である。」と説明された。

5 その他

ア 委員から、地方会非会員のグループによるホームセンター等での予防注射接種の現状が参考に報告された。

イ 大森委員長から、「広告制限規制の緩和と規制の強化が図られた。このことにより、違反事例に対する取締りは強化されることになる。非会員のグループと徹底的に対峙しても我々の立場に立った解決は困難である。行政と連携した対応と同時に何らかの融和措置を図る方向で進んでいかないと、いつまでたっても今の状況が続くのではないか。一方、獣医師会会員であることを広告に載せることができるようになったので、今後の公益法人制度改革の中で、自分達の公益性をいかに発揮させるかということ念頭に引き続き努力をすると同時に、なんらかの融和措置を図って行かなければ、このまま今の状況は続くのではないか」と説明された。

ウ 「公益法人として、非会員も仲間に入れて一緒にやりなさいという考えか」との質問に対し、大森委員長から、「いろいろな事情がある中で、地方会を辞めた人を再び呼び戻すわけにもいかないとと思うが、今回の公益法人制度改革の機会に組織の強化を図る上でも、何らかの引き戻しを行うきっかけにしてほしい。」と回答された。

エ 今回の公益法人制度改革は国の方針で進んできた。今後、その方針に沿って獣医師会は進んでいかなければならない。しかしながら、今まで獣医師会が創設されて何十年という歳月が経過し、いろいろな事業に取り組んできた。その取り組んできた事業のほとんどは、公益事業が中心である。国も獣医師会が公益目的事業を行っているとは理解していただいているとは思いますが、なぜ社団法人が今になってこういった仕打ちを受けなければならないのかという声が聞こえる。我々も国の方針に沿っていかなければならないが、全国の地方会が公益認定の申請を行うので、獣医師会は国にとって必要であるということ念頭に判断していただきたい。

VI まとめ

大森委員長から、「本日の委員会の議論は整理して、来月、全国獣医師会事務担当者会議も開催されるので、もう少し分かり易い内容のものとして示していきたい。また、委員の方々はブロックの代表でもあるので、機会あるごとに今日の議論も含め、全ての地方会が足並みを揃えて公益認定を目指すという前提の元で、温度差をできるだけ埋めながら、公益認定申請に向け、各地方会のそれぞれが努力するとの方向性を示していきたい」旨の挨拶があり、会議を終了した。